

一級
二級
木造 建築士事務所登録事項変更届

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、 [建築士法第23条の5第1項
建築士法第23条の5第2項] の規定により届け出ます。

令和 年 月 日

届出者
(開設者の氏名(開設者が
法人である場合は名称及
び代表者の氏名))

指定事務所登録機関

一般社団法人山口県建築士事務所協会 会長 様

[注意事項]

- 1 開設者の氏名又は名称に変更があった場合、届出者欄については、**変更後**の開設者の氏名又は名称を記入してください。
- 2 建築士事務所欄については、**変更前**の事項を記入してください。
- 3 変更事項欄については、変更があった事項のみ記入してください。

建築士事務所	開設者の氏名又は名称 (法人の場合は、法人名及び代表者名)	
	建築士事務所の名称	
	建築士事務所の所在地	〒
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	
	登録年月日	
	登録番号	

項目 (該当する項目にチェックをしてください)	変更前	変更後	変更年月日
<input type="checkbox"/> 建築士事務所の名称	ふりがな	ふりがな	
<input type="checkbox"/> 建築士事務所の所在地	〒	〒	
<input type="checkbox"/> 電話番号 FAX番号			
<input type="checkbox"/> 開設者の氏名又は名称	ふりがな	ふりがな	
<input type="checkbox"/> 法人の役員 (開設者が法人の場合のみ)	別添1「役員名簿」のとおり		
<input type="checkbox"/> 管理建築士	ふりがな 氏名 登録番号 登録年月日 一級・二級・木造の別 登録都道府県名 (二級・木造の場合)	ふりがな 氏名 登録番号 登録年月日 一級・二級・木造の別 登録都道府県名 (二級・木造の場合) 管理建築士講習を修了した年月日 平成・令和 年 月 日 修了証番号 第 号	
<input type="checkbox"/> 所属建築士	別添2「所属建築士変更事項」のとおり		
<input type="checkbox"/> その他変更事項 ()			

【作成担当者】

部署:
氏名:
TEL:

【別添1】

役員名簿

〔記入注意〕

- 1 「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

変更前		変更後		
ふりがな 氏名	役名	ふりがな 氏名	役名	生年月日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日

(備考)

別紙 有
無

【別添2】

所属建築士変更事項

〔記入注意〕

- 1 この書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けた上で、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。
- 2 下欄「現行の所属建築士及び所属を外れた建築士」においては、従前に登録されたすべての所属建築士を記入し、所属を外れた建築士については、所属を外れた年月日を記入してください。
- 3 新たに所属建築士となった者の「建築士の定期講習修了証の写し」を添付してください。

○ 新たに所属建築士となった者

ふりがな 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日

○ 現行の所属建築士 及び 所属を外れた建築士

ふりがな 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属を外れた年月日又は変更が生じた年月日

(備考)

別紙 有
無

変更前		変更後	
一級建築士	名	一級建築士	名
二級建築士	名	二級建築士	名
木造建築士	名	木造建築士	名
構造設計一級建築士	名	構造設計一級建築士	名
設備設計一級建築士	名	設備設計一級建築士	名
計	計	計	計

添付書類(口)

略 歴 書

〔 登録申請者 〕
〔 管理建築士 〕

[記入注意]

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名				生年月日		
建築士の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	登録 番号		号	登録を受けた 都道府県名(二級 建築士又は木造 建築士の場合)	
学 歴	年 月 日	学 校 名 及 び 学 科 名		卒 業 ・ 修 了 ・ 中 退 の 別		
職 歴	期 間 年月 ~ 年月	勤 務 先		地 位 ・ 職 名		
	~現在					

添付書類(ハ)

誓 約 書

登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。)が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者の氏名又は名称

指定事務所登録機関

一般社団法人 山口県建築士事務所協会 会長 様
記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの)
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所が閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの)
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(9において「暴力団員等」という。)
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者(2に該当する者を除く。)
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者(3に該当する者を除く。)

[記入注意] 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。

2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

誓約書

(建築士事務所名)

私は、この建築士事務所の管理建築士として、専任することを誓約いたします。

令和 年 月 日

(管理建築士名)

指定事務所登録機関
一般社団法人 山口県建築士事務所協会 会長 様

建築士事務所登録申請・届出提出書類一覧

凡例 ◎:個人・法人共に必要な書類 ○:法人のみ必要な書類 ●:個人のみ必要な書類

令和4年10月1日以降摘要

添付等書類名	事務所登録申請		変更届(変更内容)									備考		
	新規	更新 (注1)	法人・個人				法人			個人				
			事務所 名称	事務所 所在地	管理 建築士	所属 建築士	開設者 (代表者)	法人 名称	役員				開設者 氏名 (注2)	
							就・退任	役名	姓名					
建築士事務所登録申請書(第一面)	◎	◎												
所属建築士名簿(第二面)	◎	◎											所属建築士全員の記入が必要です。 建築士法第23条10の規定により、登録を受けていない建築士は業務を行うことができません。	
役員名簿(第三面)	○	○											役員全員の記入が必要です。 なお、ここでいう役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者をいい、社外取締役、代理権を有する支配人、理事等を含み、監査役、取締役でない支店長等は含みません。	
業務概要書(イ)	-	◎											新規登録の場合は不要です。 登録更新時、業務実績がなければ「該当なし」と記載してください。 建築士事務所が行った設計等の業務について最近のものから順次記入して下さい。1枚に収まらない場合は、他何件と記入することも可能。	
略歴書(ロ)	◎	◎			◎		○						登録申請者と管理建築士が異なる場合、略歴書を各々提出してください。 最終学歴から現在までの職歴を新しいものから記入して下さい。	
管理建築士の管理建築士講習の修了証の写し	◎	◎			◎								法定の(大臣登録の)管理建築士講習に限られます。 知事指定研修や法定の所属建築士の定期講習では認められません。	
登録申請者の誓約書(ハ)	◎	◎					○	○	○	○	○	●	日付は登録申請書と同一日で記入ください。	
定款	○	○	○	○				○					事業目的に「建築の設計及び工事監理」の記載があること。 新規登録時は、事業目的の中に「建築の設計及び工事監理」を入れてから申請してください。 定款(写し)は、原本と相違ない旨の証明、日付、法人名、代表者名の記載が必要です。	
登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	○	○	○			○	○	○	○	○		目的に「建築の設計及び工事監理」の記載があること。 新規登録時は、目的の中に「建築の設計及び工事監理」を入れてから申請してください。 登記事項証明書は原本(おおむね3ヶ月以内のもの)を提出ください。ただし副本については写しでも可	
管理建築士の専任に関する誓約書	◎	◎			◎								※更新登録時にも提出してください。 なお、管理建築士が前職と切れ目がない場合は、退職証明が必要です。	
管理建築士の建築士免許証の写し	◎	-			◎									
建築士の定期講習の修了証の写し	◎	◎				◎							法定の(大臣登録の)建築士の定期講習に限られます。 所属建築士全員分の修了証の写しを添付してください。 ただし、変更の場合は、新たに所属建築士となった者のみ添付してください。	
事務所付近見取図	◎	-		◎									建築士事務所の所在する敷地が特定できる程度の縮尺で作成してください。	
戸籍抄本	-	-										注2 ●		
建築士事務所登録事項変更届	-	-	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	●	変更届は、変更があった日から2週間以内に届出をしてください。(建築士法第23条の5第1項) ただし、所属建築士の変更の場合は3ヶ月以内に届出をしてください。(建築士法第23条の5第2項) 役員の変更の場合は【別添1】、所属建築士の変更の場合は【別添2】の添付が必要です。
【別添1】 役員名簿	-	-					○		○	○	○			
【別添2】 所属建築士変更事項	-	-			◎	◎							新たに所属建築士となった者の「建築士の定期講習の修了証の写し」を添付してください。	
提出部数	正副 各1部		1部(変更届の受付の控を希望される場合は、変更届等の写しと送料分の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。)											
提出方法	郵送可		郵送可							郵送は書類が揃っていることが前提となります。				
登録申請手数料 (払込金受領書)	一級建築士	¥17,000	(一社)山口県建築士事務所協会指定の銀行(山口銀行・ゆうちょ銀行)にお振込後、払込金受領書を貼付してください。											
	二級及び木造建築士	¥12,000	専用の払込用紙は、(一財)山口県建築住宅センター各事務所に備え付けてありますが、各銀行専用の払込用紙を使用されても構いません。											
注1. 事務所登録の更新は有効期間満了の30日前までに提出してください。(建築士法施行規則第18条)														
注2. 開設者の氏名変更は同一人に限ります。開設者が別人に代わる場合は「建築士事務所廃業等届」を提出し、新規に「建築士事務所登録申請書」の手続きをしてください。														